

令和8年度島根県一般会計補正予算（第3号）の知事専決 処分について

令和8年7月21日

総務部財政課

1 補正予算の趣旨

令和8年6月23日に出雲市内で発生した大規模火災による被害への対策を講じる必要があることから、地方自治法第179条第1項に基づき知事専決処分により補正予算を措置した。

2 専決処分日 令和8年7月21日（火）

3 補正予算の内容

(1) 一般会計

- ① 補正予算額 40,850 千円
(補正後の一般会計予算額 502,234,689 千円)

② 内訳

[歳出予算]

- | | |
|-------------|-----------|
| ・ 被災事業者への支援 | 40,850 千円 |
| 合 計 | 40,850 千円 |

[歳入予算]

- | | |
|-------|-----------|
| ・ 繰越金 | 40,850 千円 |
| 合 計 | 40,850 千円 |

[債務負担行為]

- | | |
|------------------------|-----------|
| ・ 被災地域における事業者緊急支援事業 | 38,600 千円 |
| ・ 被災地域における商業環境整備緊急支援事業 | 12,000 千円 |
| 合 計 | 50,600 千円 |

補 正 項 目

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
1	被災地域における事業者緊急支援事業	28,850	火災により被災した小売店等の営業再開を支援するため、店舗の修理等に要する経費を出雲市とともに支援 [債務負担行為] 38,600 千円（R 9～11）	商工労働部 [中小企業課]
	実施主体	出雲市		
	類 型	焼損区域	焼損区域以外	
	区域区分	焼損区域として市が指定する区域	焼損区域以外の区域	
	支援業種	地域に欠かせない生活機能やサービスの提供、雇用の維持に不可欠なものとして出雲市が必要と判断する業種		
	対象経費	① 施設設備、備品購入費等 ・被災した施設設備の改修・修繕費、備品購入費等 ・仮店舗又は新店舗の店舗改修費、備品購入費、広告宣伝費等 ② 家賃 ・仮店舗又は新店舗の家賃 (仮店舗又は新店舗の設置は出雲市内とする)	① 施設設備、備品購入費等 ・被災した施設設備の改修・修繕費、備品購入費等	
	県助成上限額	① 施設設備、備品購入費等 1 事業者当たり100万円 ② 家賃 1 事業者当たり120万円 (上限 5 万円／月、最長24か月)	① 施設設備、備品購入費等 1 事業者当たり100万円	
	負担割合	県 1 / 3 ・ 市 1 / 3 ・ 事業者 1 / 3		
	助成対象期間	① 施設設備、備品購入費等 R 8 ～10年度 ② 家賃 R 8 ～11年度	① 施設設備、備品購入費等 R 8 ～10年度	

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
2	被災地域における商業環境整備 緊急支援事業	12,000	被災地域における商業環境の維持を図るため、被災した商店街施設設備の撤去、修繕等に要する経費を出雲市とともに支援 [実施主体] 出雲市 [支援対象] 被災した施設設備を所有する団体であって、組織・会計等に関する規約を有する商店街組織 [対象経費] 被災したアーケード等の施設設備の撤去費、改修・修繕費、備品購入費等 [県助成上限額] 1 商店街組織当たり 600 万円 [負担割合] 県 1/3・市 1/2・事業者 1/6 [助成対象期間] R 8～10 年度 [債務負担行為] 12,000 千円 (R 9～10)	商工労働部 [中小企業課]